

別紙

別表1 後遺障害給付基準（他損）

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で、失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	4,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	3,552万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3,134万円 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	3,134万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	2,746万円

第 5 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で、失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	2,358 万円
第 6 級	1 両眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 7 1下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの 8 1手の 5 の手指又は拇指及び示指を含み 4 の手指を失ったもの	2,000 万円
第 7 級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み 3 以上の手指を失ったもの 7 1手の 5 の手指又は拇指及び示指を含み 4 の手指の用を廃したものの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	1,672 万円

	11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの 4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	1,344万円
第9級	1 両眼の視力が0.0以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼の半育症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの 13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当な醜状を残すもの	1,044万円

	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	1 1眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解するこ と が困難である程度になったもの 5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 にな ったもの 6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の 2 の手指を失 ったもの 7 1手の拇指の用を喪したもの、示指を含み 2 の手指の用を喪した もの又は拇指及び示指以外の 3 の手指の用を喪したもの 8 1下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 10 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	806 万円
第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができ ない程度になったもの 6 1耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解 することができない程度になったもの 7 脊柱に奇形を残すもの 8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの 9 1手の示指の用を喪したもの又は拇指及び示指以外の 2 の手指の 用を喪したもの 10 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を喪したもの 11 胸腹部臓器に障害を残すもの	598 万円
第 12 級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	418 万円

	<p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に奇形を残すもの 9 1手のなか指又はぐすり指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 外貌に醜状を残すもの</p>	
第13級	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 1手の小指を失ったもの 6 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの 8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの</p>	268万円
第14級	<p>1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手のひらの大きさの齧いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手のひらの大きさの齧いあとを残すもの 6 1手の小指の用を廃したもの 7 1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 8 1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの 10 局部に神経症状を残すもの</p>	150万円

(上記表中用語：拇指→おや指　示指→ひとさし指)

【補足】

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節（拇指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節（第1の足指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 7 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - (a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - (b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - (c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 8 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付限度日数

部位 (単位: 日)	頭面部				胸部、腹部、背部、腰背部 または臀部				上肢				下肢			
	頭部		胸腹部		背部・腰背部 (含. 腹背・肋部・臀部)		手指を 届く上肢		手指		足指を 届く下肢		足指			
	頭部	眼、耳、齒 牙を除く 頭面部	頭	耳	歯牙	頭部 (含. 腹背・肋部・臀部)	背部・腰 部・臀部 (含. 腹背)	手	手	足	足	足	足	足	足	足
打撲、ねん挫、挫傷、擦過 傷、筋・腱の不全断裂	411	4421	4421	411	-	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411	411
挫傷または挫滅創 (含. 動物による咬傷)	4421	4421	-	4421	-	4421	4421	4421	4421	4421	4421	4421	4421	4421	4421	4421
骨折または脱臼 (含. 動物による咬傷)	4690	4432	-	-	4690	4432	4690	4432	4690	4432	4690	4432	4690	4432	4690	4432
欠損または剥離 筋または腱又は筋膜(含.)	-	4432	-	4432	411	-	-	-	-	4432	4432	4432	4432	4432	4432	4432
筋または腱又は筋膜(含.) 全に切断された状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4432	4432	4432	4432	4432	4432	4432
神経(脊髄を除く)の損傷 または又は断裂	440130	-4263	440130	-	440130	-	440130	-	440130	440130	440130	440130	440130	440130	440130	440130
脊髄の損傷または又は断裂	-	-	-	-	-	420130	-	420130	-	420130	-	420130	-	-	-	-
頭蓋内の出血または又は 出血腫瘍またはもしくは脳梗 死の出血を示すもの又は出血	4690	-	4432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳器の損傷を示すもの又は破 壊またはもしくは破裂、脳 脊髄の損傷を示すもの又は破裂	-	-	4432	-	-	4432	-	-	4432	-	-	-	-	-	-	-
挫傷(四肢)	5	5	-	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
捻挫(四肢)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1) 表中の各症状に該当しない場合は、各症状に相当すると思われるものについては、身体の障害の程度を示す一ヶ月間の相当する

症状に該当したものとみなす。

(注2) 同一事故による複数の部位及び症状が表中の複数の項目に該当する場合、それらの部位及び症状を適用する際は、そのうち最も

日々多く該当する部位および症状に対する保険金を給付する。

(注1) 表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会で個別案件ごとに検討する。

(注2) 同一事故により複数の障害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

別表3 後遺障害給付基準（自損）

区分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌（顔面、頭部、頸部）	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cm痕痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい脊形変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に脊形変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕（手関節より上部）、脚（足関節より上部）の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く喪したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く喪したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残したとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	15
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	60

(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	3 0 2 4 1 5
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	3 0
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	2 4
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	1 5
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁することができないとき	3 0 0
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、<u>喪失又は</u>身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—